

## 専門実践教育訓練給付金について（ご案内）

「専門実践教育訓練給付金」制度とは、一定の条件を満たす雇用保険の被保険者（在職者）または被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額（上限あり）をハローワークから支給する制度です。

鹿児島大学大学院保健学研究科では、次のとおり本制度の対象講座として指定を受けております。

### （1）保健学研究科保健学専攻博士前期課程保健学領域（理学療法学）

教育訓練施設名	鹿児島大学
講座番号	96008-181002-9
講座名	保健学研究科保健学専攻博士前期課程保健学領域（理学療法学）
指定期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日

### （2）保健学研究科保健学専攻博士前期課程保健学領域（作業療法学）

教育訓練施設名	鹿児島大学
講座番号	96008-211001-6
講座名	保健学研究科保健学専攻博士前期課程保健学領域（作業療法学）
指定期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日

- \* 講座の指定状況の詳細は、本研究科ホームページに掲載の「明示書」をご覧ください。
- \* 講座の指定期間後の再指定には手続きが必要であり、厚生労働省から指定基準に適合しないと判断された場合は、対象講座ではなくなり給付金の支給対象となりません。
- \* 令和3年3月31日まで指定を受けていた「保健学研究科保健学専攻博士前期課程保健学領域（96008-181002-9）」は、上記（1）の講座に再指定されました。

### 【諸手続き】

#### 1. 受講前の資格申請

受講開始日（入学式の日）の1か月前までに、本人の住居所を管轄するハローワークで受給資格確認申請をしてください。受給資格について決定されると、ハローワークから受給資格者証が交付されますので、写しを大学に提出してください。提出がない場合は、必要な証明書等を発行できない場合があります。

## 2.受講中の支給申請

支給申請期間は、受講開始日から6ヶ月ごとの期間（支給単位期間）の末日の翌日から起算し1か月以内です。大学から受講証明書及び領収書（納付済証明書）を発行しますので、自身でハローワークへ申請してください。

## 3.修了後の支給申請等

受講修了後の支給申請期間は、受講修了日（修了式の日）の翌日から起算して1か月以内です。大学から修了証明書及び領収書（納付済証明書）を発行しますので、ハローワークで申請してください。

また、受講に関する各種アンケート調査にご協力ください。

\*その他、手続きの詳細は、厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク「専門実践教育訓練の給付金のご案内」をご覧ください。